

地球シミュレータ利用契約事項

国立研究開発法人海洋研究開発機構

(総則)

第1条 国立研究開発法人海洋研究開発機構を甲とし、申請機関を乙として、乙が実施する利用課題の遂行のため、甲が保有する地球シミュレータシステム(以下「ES」という。)及び関連付帯設備等(以下総称して「地球シミュレータ等」という。別紙参照)を乙に対し利用に供する(以下「本サービス」という。)ことについての契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(定義)

第2条 本契約において、次の用語は、特段の定めのない限り下記の意味を有するものとする。

CPU リソースセット	ES の CPU ノード部 (ES4CPU) の利用最小単位
VE リソースセット	ES の VE 搭載ノード部 (ES4VE) の利用最小単位
CPU リソースセット時間積	ES の 1CPU リソースセットを 1 時間利用する場合の単位
VE リソースセット時間積	ES の 1VE リソースセットを 1 時間利用する場合の単位
契約 CPU リソースセット時間積	乙が申請し、甲が承認した本契約で利用する CPU リソースセット時間積
契約 VE リソースセット時間積	乙が申請し、甲が承認した本契約で利用する VE リソースセット時間積
利用 CPU リソースセット時間積	乙が、実際に利用した CPU リソースセット時間積
利用 VE リソースセット時間積	乙が、実際に利用した VE リソースセット時間積
ES4CPU 単価	ES の 1CPU リソースセット時間積を利用した場合の税抜金額
ES4VE 単価	ES の 1VE リソースセット時間積を利用した場合の税抜金額
間接経費	甲が本サービスの遂行に関連して間接的に必要とする経費 (CPU リソースセット時間積×ES4CPU 単価+VE リソースセット時間積×ES4VE 単価+消費税額)×30%
契約金額	契約金額は、下記の計算式により計算する 契約金額=契約 CPU リソースセット時間積×ES4CPU 単価+契約 VE リソースセット時間積×ES4VE 単価+消費税額+間接経費
利用金額	利用金額は、下記の計算式により計算する 利用金額=利用 CPU リソースセット時間積×ES4CPU 単価+利用 VE リソースセット時間積×ES4VE 単価+消費税額+間接経費
超過金額	利用 CPU リソースセット時間積の実績が契約 CPU リソースセット時間積を超過した場合、又は利用 VE リソースセット時間積の実績が契約 VE リソースセット時間積を超過した場合、その超過分に相当する金額
利用者	利用課題メンバー一覧に記載の乙の利用課題責任者及び利用課題メンバー。利用者には乙に所属していない者が含まれている場合でも本契約においては乙に所属しているものとみなす。
安全保障輸出管理の対象となる技術提供	本サービスの利用で得た成果のうち、外国為替及び外国貿易法関係法令で規制される技術情報を非居住者等、規制される者に対して提供することをいう。

(利用条件)

第3条 地球シミュレータ等を利用するにあたっては、乙は以下の利用条件を厳守しなければならない。

- (1) 乙の利用は平和目的であること。
- (2) 乙は本申請書で申請する全ての内容について、虚偽の申請を行わないこと。
- (3) 乙は本申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに甲へ申し出を行い、甲の指示に従うこと。
- (4) 乙は甲が定める諸規程に従って利用すること。
- (5) 乙はその他、社会一般的なモラルに従って利用すること。
- (6) 乙は内国法人であること。

(反社会的勢力の排除)

第4条 乙は、乙及び乙の利用者が、次の各号のとおりであることを確約しなければならない。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 自らが、又はその役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有さないこと。
- (4) 自らが反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (5) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。

(地球シミュレータ等の利用申請)

第5条 本サービスの申請(以下、「利用申請」という。)をするときは、乙は本契約の内容を承諾したうえで、甲が指定する申請書及び利用課題メンバー一覧を甲へ提出しなければならない。

(利用申請の承諾)

第6条 甲は乙の利用申請があった場合、受付順に承諾し、甲は乙へ利用期間等を記載した利用承諾書を送付する。

2. 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号の一にでも該当する場合、利用申請を承諾しないことがある。
 - (1) 第3条及び第4条の規定に反する、又は反するおそれがあるとき。
 - (2) 乙が第10条に定める本サービスの対価の支払いを怠るおそれがあるとき。
 - (3) その他、甲の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(利用の制限)

第 7 条 甲は、次の各号に掲げる事由がある場合、本サービスの提供を中止し、又は停止することができる。

- (1) 地球シミュレータ等に障害が発生した場合
- (2) 地球シミュレータ等の保守作業を行う場合
- (3) その他、運用上あるいは技術上、甲が本サービスの提供を中止し、又は停止が必要と判断した場合

(利用の停止)

第 8 条 甲は、乙が本契約に違反した場合、乙に対し違反状態の是正を催告した上で、乙の地球シミュレータ等の利用を停止することができる。ただし、当該催告を受けた日から 30 日以内に違反事実を是正したときは、甲は乙の利用を再開させることができる。

(契約の解除)

第 9 条 甲及び乙は、天災地変その他不可抗力により、甲が地球シミュレータ等を乙の利用に供することが困難になった場合、本契約を解除することができる。

2. 甲は、乙が次の各号の一にでも該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 本契約に違反し、甲からの催告にもかかわらず、当該催告を受けた日から 30 日以内に違反事実を是正しないとき。
- (2) 第三者から差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行等を受け、本契約の履行が困難と認められるとき。又は、破産手続き開始の申立て若しくは特別清算開始の申立てあるいは通告、解散の決議、民事再生手続き開始の申立て、会社更生手続き開始の申立てがなされたとき。
- (3) 振出し若しくは引受けた手形又は小切手が不渡りとなり、あるいは金融機関から取引停止処分を受けたとき。
- (4) 本項第 2 号及び第 3 号の他、乙の資産状態及び信用が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあるとき。
- (5) 第 4 条の各号に反する事実が判明したとき。

3. 甲は、本契約を解除するか否かにかかわらず、乙に対し、解除事由により被った損害の賠償を請求することができる。

(支払)

第 10 条 乙は、本サービスの対価として、本契約に定める利用期間が終了したとき又は乙が地球シミュレータ等の利用を終了する旨を申し出たときのいずれか早い時期に確定した契約金額(第 12 条により契約金額が変更となった場合はその金額)を支払わなければならない。

2. 乙の利用 CPU リソースセット時間積が契約 CPU リソースセット時間積を超過した場合、又は利用 VE リソースセット時間積が契約 VE リソースセット時間積を超過した場合、甲は超過金額を請求し、乙はこれを甲へ支払わなければならない。また、乙はディスク装置のデータ領域の利用において、最大ディスク使用量の利用条件に定める上限を超える割当てを希望する場合、乙は甲が別に定める利用料を甲へ支払わなければならない。
3. 第 9 条第 1 項の規定(不可抗力)により本契約が解除された場合、乙は、契約金額から、不可抗力により甲が本サービスを提供することが不可能であった期間(日数を基準とする)に相応する金額を差し引いた額、又は実際の利用実績に基づく利用金額のいずれか高い方の金額を甲に支払うものとする。一方、同条第 2 項の規定(乙の違反等)により本契約が解除された場合、又は乙の都合により地球シミュレータ等の利用が全くなされなかった場合であっても、乙は契約金額の支払義務を免れないものとする。
4. 前 3 項に係る消費税については、税法の改正により消費税の税率が変動した場合、かつ、当該改正税法施行日以降に利用期間が満了する場合には、上記消費税額は変動後の税率により計算した額とする。
5. 乙は甲が認めた場合は、契約金額及び超過金額を一括又は分割して支払うことができる。また、支払時期については、甲乙協議の上、変更することができる。
6. 乙は、請求書の発行日の翌月末日までに、請求額を甲に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第 11 条 乙は、乙が第 10 条第 6 項の期限内に請求額を支払わない場合は、甲に対して、第 10 条第 6 項に定める支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ当該未払い金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項に定める割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

(契約金額の変更)

第 12 条 甲は、本契約締結時に予期することのできなかった経済情勢の変動その他異常な事態の発生により、第 2 条に定める ES4CPU 単価及び ES4VE 単価が不適当であると認められるに至った場合は、当該単価を変更することができる。

2. 前項の単価変更時に、乙は契約 CPU リソースセット時間積、又は契約 VE リソースセット時間積の変更を希望する場合は、契約金額が著しく変わらない範囲で甲に申し出ることができる。
3. 甲は、前項による申し出を受けたときは、乙と協議の上、契約 CPU リソースセット時間積、又は契約 VE リソースセット時間積を変更し、契約金額を変更することができる。

(利用者支援)

第 13 条 乙は甲に対して、地球シミュレータの基本動作に関わる技術的な問合せ及び利用支援等の依頼を行うことができる。

(成果の帰属)

第 14 条 乙が地球シミュレータ等を利用して得た成果(データ、計算結果、その他知的財産権を含む)及び当該成果を利用若しくは処分する等の権利は、乙に帰属するものとする。

2. 前項の規定に係わらず、乙が甲にアルゴリズム等の提案を伴うサポートを要した場合であり、かつ、本契約に基づき乙が地球シミュレータ等を利用して得た成果であって当該成果に関し、甲の知的貢献がある場合は、当該成果に係わる権利の帰属、取扱い等について別途、甲乙協議の上決定するものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 本契約において、「秘密情報」とは、本契約に基づく業務遂行のために甲乙間で開示される営業上又は技術上有用な情報

であって、情報を開示する当事者が、相手方に対し、秘密として指定したものをいう。

2. 甲及び乙(乙の関係者等を含む。)は、秘密情報を第三者に漏洩してはならない。
3. 甲及び乙(乙の関係者等を含む。)は、秘密情報に接する必要がある役員、従業員に、本契約に定める秘密保持義務の内容を遵守させなければならない。
4. 甲及び乙が、相手方から受領した秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に、相手方の書面による承諾を受けなければならない。
5. 甲及び乙は、相手方から受領した秘密情報を、業務遂行に必要な範囲内でのみ利用することができ、他の目的のために利用してはならない。
6. 次の各号のいずれか一つに該当する情報は、秘密保持義務の対象としない。
 - (1) 相手方から開示された時点で、開示を受けた者が既に保有していた情報
 - (2) 開示を受けた者が秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 開示を受けた者が、相手方から提供を受けた情報によることなく、独自に開発した情報
 - (4) 開示を受けた者が相手方から開示を受けた時点で公知であったか、又は相手方から開示を受けた後、開示を受けた者が本契約に違反することなく公知となった情報
 - (5) 開示を受けた者が法令その他の規定に基づき官公庁から開示を求められた情報、又は、甲が主務官庁から本契約に関連して説明を求められた場合等において当該説明をなすために必要とされる情報
7. 前項(5)の規定に基づき秘密情報を開示する場合といえども、開示を受けた者が秘密情報を開示する際には、開示を求められた情報に直接関連しない部分はマスキングを施すなど適切な措置をとるものとし、相手方に与える影響が最小限度にとどまるよう合理的な措置をとるものとする。
8. 甲は、本契約の目的、性質に応じて、甲が合理性を示した上で必要と認めるときは、秘密情報の取扱いに関する特約を付することを求めることができるものとする。この場合、乙は、合理的理由なくして特約の締結を拒絶することはできないものとする。
9. 本契約に定める秘密保持義務は、本契約終了後においても存続する。

(契約終了時の措置)

- 第 16 条 甲は、乙によって地球シミュレータ等に保存された全データを、本契約終了の翌年度の 9 月末日をもって全て削除することができる。
2. 甲は、乙から本契約終了の翌年度の 9 月末日までに翌年度期間の利用契約申込書の提出があれば、翌年度の利用開始まで当該データを削除しないものとする。
 3. 甲は、関連するシステム等の更改などその他やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、事前告知の上で当該データを削除することができる。

(監査)

第 17 条 甲は、乙が第 3 条に定める利用条件を遵守しているかどうか判断するため、必要な情報を乙に請求し監査する権利を有する。また、乙は甲の請求に対し情報を提供する義務を有する。

(安全管理及び損害賠償)

- 第 18 条 乙は、地球シミュレータ等の利用にあたり、以下の安全管理を行わなければならない。
- (1) 乙は、甲が定める安全に関する諸規程及び甲の指示に従うものとし、乙による利用にあたって自ら生じた損害についてその責に任ずる。
 - (2) 乙の責による事由により甲の施設、備品などの滅失、損傷その他甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
 - (3) 乙が第三者に損害を与えた場合は、乙がその責任と負担において解決しなければならない。
 - (4) 乙は(2)(3)の事項が生じた場合は、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

(免責)

第 19 条 甲は乙が本サービスを利用すること、又は本サービスを利用できないことによって乙に発生した損害に対しては、一切の責任及び負担を負わない。

(安全保障輸出管理)

第 20 条 乙が、本利用を通じて知り得た技術を他者に提供する際には、乙が責任をもって安全保障輸出管理を行わなければならない。

(契約に関する紛争の解決)

第 21 条 甲と乙は、本契約に関し紛争が生じた場合には、東京地方・簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

(契約外の事項)

第 22 条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(本契約の有効期間)

第 23 条 本契約の有効期間は、第 6 条 1 項に示す利用承諾書に記載された利用期間とする。

(附則)

- この地球シミュレータ利用契約事項は、令和 3 年 6 月 10 日から施行する。
 この地球シミュレータ利用契約事項の変更は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。
 この地球シミュレータ利用契約事項の変更は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
 この地球シミュレータ利用契約事項の変更は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
 この地球シミュレータ利用契約事項の変更は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
 この地球シミュレータ利用契約事項の変更は、令和 8 年 7 月 3 日から施行する。

(別紙)

地球シミュレータ等の利用範囲

1. 施設
 - ・ シミュレータ研究棟
 - ・ 上記用電気・空調施設
2. 設備
 - ・ 地球シミュレータシステム (ES)
 - ・ 可視化用システム等周辺装置
 - ・ ディスク装置等
 - ・ ログインサーバ等
3. ネットワークセキュリティ
4. 上記設備の運転
5. 上記の他、一般的な利用技術支援
6. その他、甲乙協議の上決定された環境

以上